

根室市エネルギー・食料品等価格高騰重点支援対策事業
【価格高騰重点支援商品券発行事業】

『プレミアム付商品券（全店共通商品券）取扱いの手引き』

根室商工会議所では、今回発行致します「プレミアム付商品券（全店共通商品券）」事業における商品券の取扱店に関する事項は次のとおりとする。

【取扱店の登録方法】

プレミアム付商品券（全店共通商品券）を取扱う事業者の登録を受けるには、「価格高騰重点支援商品券発行事業 特定事業者登録申請書」に必要事項を記入の上、根室商工会議所申請窓口（下記窓口）に申請願います。

（※ 申請書は根室商工会議所のホームページか下記窓口でも取得が出来ます）

	申請期間	申請窓口	備考
登録募集 （1次）	7月3日(月)～7月31日(月) 午前9時～午後5時まで *但し、土・日・祭日は休み	根室商工会館2階 根室商工会議所 事務所	9月に市民へ配布する 取扱事業所の案内チラシに 掲載されます。
登録募集 （随時）	8月1日(火)～翌年1月31日(水) 午前9時～午後5時まで *但し、土・日・祭日及び年末年始は休み	根室商工会館2階	上記の案内チラシには 掲載されませんが、ホーム ページや9月以降の チラシに掲載可能

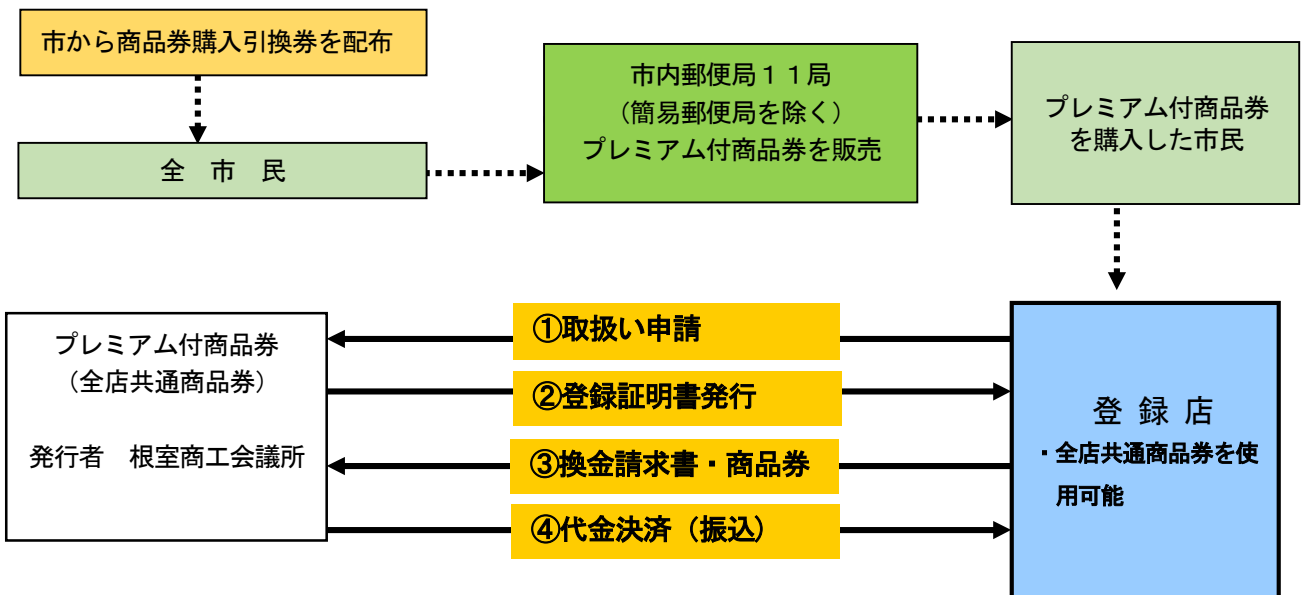
【登録の資格等】

特定事業者として登録できる事業者は、根室市の行政区域内に店舗を有し、小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業、各種サービス業等、一般消費者が利用可能な商品の購入またはサービスを提供することが可能な事業者とする。ただし、根室市暴力団排除条例（平成25年根室市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係事業者を除く。

【特定事業者の責務】

- (1) 特定事業者は、プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。
- (2) プレミアム付商品券の取扱いを行うにあたって要する経費は、特定事業者の負担とする。

【商品券申請に関する流れ】



① 取扱店（特定事業者）としての申請

上記、取扱店の登録方法により申請願います。（登録手数料は無料です。）

② 登録証明書発行等

(1) 登録事業所としての資格確認をし、別記第3号様式「登録証明書」を発行する。

(2) ポスターの掲示

利用できる取扱店（特定事業者）であることを判るように店頭など目立つ場所に掲示願います。 ➡



③ 商品券の取扱方法

(1) プレミアム付商品券を利用されるお客様が来店されたら・・・

* 受け取る際は、商品券の見本により間違いがないか確認して下さい。



* 商品券の有効期日（令和6年1月31日）を確認願います。

* 会計時に、額面表示額の金券（500円）として取扱い願います。

* 商品券に対する釣銭は支払わないものとします。

(2) 受領済みの商品券に取扱店（事業所）名の記入

お客様から受け取った商品券は、再利用防止のため券裏面の取扱店名にスタンプやボールペンで署名願います。

■ 根室市プレミアム付商品券は次の取引には使用できません。

ア. 明らかな資産形成であり、消費の下支えとは言いがたいもの（不動産や金融商品等）

イ. たばこの購入

ウ. 換金性があり、また、広域的に流通しうるもの（商品券、ビール券、プリペイドカード等）

エ. 風俗営業等の規制及び業務適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務

オ. 国や地方公共団体への支払い（税金や使用料）

カ. 特定事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）

キ. その他、根室市が使用について相応しくないと判断した商品、サービス

④ 商品券の換金請求

(1) 換金申請は、登録時に交付された「登録証明書」に綴られている「換金請求書」に商品券（裏面に署名済み）を添えて根室商工会議所窓口で申請して下さい。

（※換金に係る手数料は無料です。）

(2) 換金受付期間は、**令和5年9月1日(金)～令和6年2月20日(火)**までとなっております。

（注） 期日後の換金に関してはお受け出来ませんので、必ず期間内に換金手続きを済ませて下さい。

⑤ 決済方法

(1) 換金は登録時に指定された預金口座への振込みにより行います。

（※現金による換金はいりません。）

(2) 振込入金は、申請受付日に応じて毎月3回行いますので、あらかじめ振込入金日をふまえて申請願います。（※詳細な日程はお問い合わせ下さい）

【お問合せ先】 根室商工会議所 TEL 0153-24-2062